

「大垣市立西中学校いじめ防止基本方針」

平成26年 4月1日策定

令和 2年 4月1日改訂

「いじめ防止対策推進法」及び「国の基本方針」並びに「岐阜県基本方針」を受け、本校の学校教育目標、生徒の実態に照らし、本校の生徒が安心・安全で豊かな学校生活を送るために、いじめ行為を防止することを目的とした「大垣市立西中学校いじめ防止基本方針」を策定します。

なお、この策定に当たっては、「いじめ防止対策推進法第9条」に「保護者の責務」が定められていることを受け、学校とPTAが協力を進め、保護者の役割についても明記することとしました。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第1章第2条にあるように、「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒等の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否を判断します。

(2) いじめ問題に対する基本認識

学校教育全体を通じて、下記の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たります。

- ・いじめは、人として絶対に許されない行為であること。
- ・いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こりうる可能性がある最も深刻な人権侵害であること。
- ・いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長や人格形成に多大な影響を与え、時には、生命や身体に重大な危険を生じさせる可能性があること。
- ・いじめを単なる仲間間のトラブルと軽く考えることなく、人権にかかわる問題としてとらえること。

(3) いじめ問題に対する基本的な構え

学校教育全体を通じて、下記の考え方にに基づき、いじめの防止等に当たります。

- ・いじめはどの学級にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、誰もが被害者にも加害者にもなりうるという認識をもち、指導します。
- ・いじめは人間として絶対に許されないという認識を一人一人がもち、いじめを許さない校風を創り出すとともに、誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指します。
- ・いじめの防止のために、教職員や仲間との信頼関係を構築し、規律ある授業づくりや集団づくりを目指します。
- ・いじめは絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの早期発見に努め、事実を明らかにし、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組みます。
- ・アンケートや個別の面談を実施するなど、きめ細かく生徒一人一人の状況の把握に努めます。
- ・いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者や地域の関係機関との連携に努め、必要に応じて専門家の協力を求め、解決に当たります。

2 いじめ未然防止のための取組

本校では、「やるべきことが気持ちよくできる生徒の育成」を共通の構えとして、教職員が下記の決意をもって教育活動を進めます。

- 一人一人の生徒の悩みや痛みを温かい手を差しのべ、すくいとっていく教師になろう。
- 一人一人の生徒のよさを見つけ（自己有用感・自己肯定感）、生かし、伸ばす教師になろう。
- 一人一人の生徒のほんのわずかな伸び（成長）を大きな期待感をもって受け止め、喜び合える教師になろう。

(1) 一人一人の生徒のよさを認め、伸ばす学級経営・学校経営の推進

- ・一人一人の生徒が「分かった・できた」という達成感を味わえる教科指導に努めます。
- ・一人一人の生徒のよさを認め、位置付け、価値付ける指導を大切にします。
- ・生徒同士の関わりを大切にし、互いのよさを認め合い、望ましい人間関係を築く学級経営の充実にも努めます。
- ・一人一人の生徒との会話に努め、「学級・学校に居場所がある」と感じられるような心の成長を助ける指導・援助に努めます。
- ・悩みアンケートや学校生活アンケート（Q-U）、個人面談（教育相談）、一日の観察を実施して、学級経営を見直し、よりよい学級づくりに努めます。

(2) 生命や人権を大切にする教育の推進

- ・一人一人の生徒が生命を大切にする心や他を思いやる心が育まれるよう、「特別な教科道徳」を核とした道徳教育を進めます。
- ・地域でのボランティア活動や職場体験、宿泊体験等の行事を通して、生徒の心に感動を与え、豊かな情操と道徳心を培い、人間関係を構築する能力を養います。
- ・西中学校人権宣言を核とした生徒会活動を展開し、いじめのない学校づくりに努め、いじめは許されない行為であることを呼びかけ、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを目指します。
- ・いじめ問題について、生徒の話し合い活動などの主体的な活動を年間計画に位置付け、いじめ防止の意識を高めます。

西中学校人権宣言

- 目を見てあいさつし、明るく元気な生活を築きます。
- 正しい判断をし、自分の言動に責任をもちます。
- 素直な心を持ち、仲間の意見や思いを受け止めます。
- 自分や仲間のよさを認め、平等に接します。

(3) 生徒を取り巻く社会問題に対する指導の充実

- ・情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないよう保護者とも連携し、継続的に指導します。
- ・携帯電話やスマートフォン等の正しい使用について、生徒と保護者への啓発を繰り返し実施します。
- ・ネット環境の進展に伴い起きている生徒指導上の問題などについて、教職員が危機意識と十分な知識がもてるよう計画的な研修を進めます。

(4) 保護者との連携・協力態勢の確立

- ・PTA総会等を通じて、いじめ問題についての保護者の理解、学校の指導方針等の啓発に努めます。
- ・生徒の努力や気になることなどについて、日頃から積極的に保護者に伝え、共に考え合っていくことを大切にします。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめ問題の早期発見のための取組

- ・日頃の生徒のささいな変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に見守り、支援できる全校体制を整えます。
- ・過去にいじめ被害にあった生徒に対しては、継続的な見守りを行います。
- ・地域関係者（見守り隊・民生委員・人権擁護委員）や保護者から情報を得るよう努めます。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的・共感的な態度で生徒からの相談を聴くことを大切にし、生徒が相談しやすい環境を整えます。
- ・教師と生徒との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努めます。
- ・スクールカウンセラー及びほほえみ相談員の相談日、電話相談窓口を全家庭に紹介し、生徒が担任以外の職員にも相談できるようにします。

(3) 保護者との連携

- ・学校の基本方針は、ホームページに掲載し、周知に努めます。(PTA 総会資料でも紹介します。)
- ・学校は、生徒のよいところを積極的に伝えるとともに、相談については、直接面談しながら共に考えることを大切にします。
- ・保護者からの相談を真摯に受け止め、共に考え、よりよい解決を目指すよう努めます。

4 学校いじめ防止対策推進会議の設置 (いじめ推進防止法第22条)

いじめ未然防止、早期発見、早期対応を実効的かつ組織的に行うため、下記の委員により構成される「学校いじめ防止対策推進会議」を設置します。

【委員会のメンバー】

教職員： 校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・教育相談担当・養護教諭
特別支援コーディネーター

教職員以外： P T A 会長・学校評議員・スクールカウンセラー・民生児童委員・人権擁護委員 (※必要に応じて大垣市いじめ等サポートチーム)

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取 組 内 容
4月	・学校のいじめ方針を HP に掲載し PTA 総会資料掲載 ・校内自殺予防研修
5月	・学校評議員会で方針の説明・学校生活アンケートの実施 ☆校内対策推進会議
6月	・いじめアンケート・教育相談週間・情報モラルウイーク
7月	・ネットいじめについて生徒へ啓発 ☆校内対策推進会議・学校生活アンケートの実施
8月	・職員研修 (いじめ防止・教育相談等) ☆校内対策推進会議 (研修)
9月	・学校生活アンケートの実施・教育相談週間
10月	・いじめアンケート ・情報モラル研修
11月	・人権集会に向けた取組 ・命の大切さを学ぶ教室 ・学校生活アンケートの実施 ・教育相談週間
12月	・「人権集会」の開催 ☆校内対策推進会議
1月	・いじめ未然防止・対策委員会の実施 ・学校生活アンケートの実施
2月	・伝統を引き継ぐ会 ・学校生活アンケートの実施・教育相談週間 ・学校評価委員会での評価
3月	・卒業式 ・次年度に向けた取組

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時の初期対応

- ・いじめの発見・通報を受けたら、速やかに「校内いじめ防止対策推進会議」を中心に組織的に指導体制を組み、対応します。
- ・生徒又は保護者からの申立てについては、学校が把握していないきわめて重要な情報であることから、調査を必ず行い、重大事態ではないと断言せず、対応します。
- ・学校は、中立の立場で事実を確認し、聞き取りの内容の相違点・共通点を明らかにし、指導方針を立てた上で、原則その日の内に来校を依頼し、その日の内に謝罪の場を設けるなどして対応をします。
- ・被害生徒を守り通すという姿勢で対応します。
- ・加害生徒には教育的配慮のもと、いじめは絶対に許されないという厳しい姿勢で指導や支援を行います。
- ・必要に応じて市教育委員会、学級 (学年) P T A や臨時 P T A 総会を開きます。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しながらその後の生活の様子を見守り、心のケアに十分配慮した事後の対応を心掛けるとともに、二次被害や再発防止に向けた継続的な取組を行います。
- ・いじめをした生徒に対しては、保護者とも協力しながらその後の生活を見守りつつ声かけに努め、集団の中で所属感や自己有用感、自己肯定感がもてるよう指導を継続します。
- ・「ネット上のいじめ」への対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行います。

(2) 重大事態と判断された場合の対応

いじめにより生命、身体、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる時、いじめにより生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている場合があると認められる時については、下記の対応をします。

- ・大垣市教育委員会に速やかに第一報を入れる。
- ・教育委員会の指導の下、事実関係を明らかにする調査を行う。
- ・上記調査の結果について、教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係やその他必要な情報を適切に提供する。
- ・生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

(3) 保護者の役割

- ・日頃から、子どもとの対話を心掛け、子どもの変化や悩み等について親子で話し合ったり、学校に相談したりするなどしながら、子どもが自らの力で解決できるよう支援に努めます。
- ・保護者として、いじめを正しく認識するとともに、子どもに対し、いじめは許されない行為であることを説明し、十分に理解させるように努めます。
- ・我が子の周囲でいじめが疑われるような情報を得た時は、安易に判断せず、我が子にも無関心な態度を取らせるのではなく、深刻ないじめに発展しないよう止める勇気をもつことや学校に相談することなどを助言するよう努めます。
- ・いじめが疑われるような場面を見た時には、その場で一声かけるよう努めるとともに、学校等に情報を提供するように心掛けます。
- ・我が子がいじめをしてしまった場合には、保護者としての責任の取り方を我が子に示すよいチャンスととらえ、被害者の生徒・保護者に謝罪するとともに、帰宅後には、改めて我が子に事の重大さを諭すことに心掛けます。
- ・我が子がいじめを受けた場合には、学校等とも相談しながら、子どもの心に寄り添い、問題を乗り越えることができるよう支援します。
- ・日頃から携帯電話やスマートフォン等の正しい使用について、親子で話し合いをもち、ネット上へ誹謗・中傷などを絶対しない約束づくりに努めます。

7 学校評価における留意事項

学校評価の実施に当たっては、いじめ問題に対応する学校の取組に関する評価項目を設け、適正に学校の取組を評価します。

8 個人情報等の取り扱い

個人調査（アンケート等）については、いじめによる重大事態に発展した場合、調査資料として重要となることから、5年間学校で厳重に保存します。

9 「いじめ解消」の定義

「いじめ解消」の定義を踏まえ、3ヶ月以上いじめの行為が止んでいたとしても、いじめが解消したと判断することなく、継続して観察や注意を払うことを続け、保護者との連携を図りながら見届けを行います。

※いじめが「解消」している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

① いじめにかかる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月は継続していること。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを被害生徒本人及びその保護者との面談などにより確認すること。